

介護保険「住宅改修」「福祉用具購入」における

受領委任払い制度の開始について

桑名市では、被保険者等の経済的な負担を軽減するため、令和6年4月より介護保険「住宅改修」「福祉用具購入」の受領委任払いを導入します。これにより、被保険者は自己負担分（1割から3割及び支給限度額を超える分）のみを負担し、かかった費用の残りは保険給付として住改事業者または販売事業者（以下、「事業者」とする。）が市より受け取ることが可能になります。

被保険者が受領委任払い方式の適用を受けるためには、住宅改修事業者及び販売事業者は、被保険者から保険給付分の委任を受けただうえで、介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書の提出が毎回必要です。（申請書裏面が誓約書となっております）

<<受任者（事業者）への注意事項>>

- (1) 申請書は、従来の「償還払い」同様、担当の介護支援専門員等が作成し、市役所へ提出します。事業者からの申請は受け付けません。
- (2) 「住宅改修」「福祉用具購入」ともに、「受領委任払い方式」と「償還払い方式」では支給申請書と請求書の様式が異なります。被保険者が「受領委任払い制度」を希望した場合は、事業者の方の記入欄がありますので、担当の介護支援専門員等の指示に従ってください。
- (3) 受領委任払い方式の場合、「住宅改修」「福祉用具購入」ともに、領収書の記載にご注意ください。領収時には、自己負担分（1割から3割及び支給限度額を超える分で、1円未満は切り上げ）を領収し、領収書の但し書には、かかった費用の全額を記載してください。
また、負担割合については、その都度、被保険者証及び負担割合証にて確認して、正しい負担割合で被保険者負担分を領収してください。
要介護認定の内容や、負担割合、支給限度額残額等、市は受任者への情報提供は一切行いませんので、被保険者やその家族、担当の介護支援専門員等に確認してください。

(領収書 記載例)

98,567円の住宅改修もしくは福祉用具購入した1割負担の被保険者の場合

領 収 書	
金	9,857 円
但し、介護保険住宅改修工事（手すり取り付け等）98,567円のうちの自己負担分 もしくは	
但し、特定福祉用具購入費（ポータブルトイレ）98,567円のうちの自己負担分	
受任者住所	桑名市中央町〇〇〇番地
受 任 者	▲▲▲▲▲
代 表 者 名	□□ □□ (印)

◎償還払い方式利用の方の領収書は、上記の記載方法ではなく、「かかった費用全額（10割）」の領収書となります。対象者が「受領委任払い方式」なのか「償還払い方式」なのかをしっかりと確認したうえで領収してください。

- (4) 「住宅改修」や「福祉用具購入」にあたり、誓約書の内容を遵守し、保険給付額には限度があることを念頭に入れ、限られた保険給付の範囲の中で、被保険者にとって適切な「住宅改修」や「福祉用具購入」となるよう、努めてください。
- (5) 保険給付分の振込に関し、支給申請をした月の翌月25日（休日の場合はその翌日）が振込日です。市からの支給決定通知は被保険者本人に送付し受任者には通知しません。受任者として振込日や振込金額の通知を希望する場合は、下記までご相談ください。

桑名市役所 介護高齢課 電話 0594-24-1170